

尾張旭市介護保険条例の一部改正について

討論要旨 榊原利宏議員

本案は、第9期介護保険事業計画の保険料を値上げするものです。値上げには3つの要素があります。影響が大きい順に言いますと、第1に、介護保険料基準月額の値上げ、4,990円を5,490円に11%引上げです。第2に、保険料率の引上げです。第3に、所得段階の第9から第15段階の多段階化による増額です。

基準の第5段階の年額で増加率11%ですから、所得段階別の保険料月額で見ると、合計所得400万円未満の中間層は、11%から14.8%の値上げになります。所得400万円以上のところでは、増加率は16.9%から42.7%までだんだん大きくなっています。つまり基準の11%が最低の増加率であります。

年金は2.7%の増加が伝えられておりますが、老齢基礎年金でいいますと、年額79万5,000円が81万6,000円と金額2万1,000円の増であります。率にして4.5%。介護保険料は、年間2万900円から2万6,300円、金額で5,400円、25.8%も増額し、年金増加分の2割を介護保険料の増加分が占めることとなり、一層生活を圧迫します。

さらに、公費負担の削減が問題です。低所得者の保険料軽減のために、公費約5,500万円を投入しておりますが、これは、前年より約1,000万円減らされています。一方、所得段階第9段階以上の所得の高い人たちのところを多段階化しましたが、増収は約500万円、低所得者への負担軽減のお金を差引き500万円減らされています。結局公費が削られ、保険料が上がっているのです。

こうした介護保険料値上げの一方、訪問介護の基本報酬が2から3%の減額が予定されています。今でも訪問介護事業所の4割近くが赤字であり、基本報酬引下げが在宅介護の終わりの始まりと危機感が広がり、基本報酬引下げ撤回を求める声が広がっています。

介護報酬と介護保険料は連動しますが、保険料引上げが介護サービスの充実と結びつかない実態を証明しております。このような保険料引上げは容認することができず、本条例案の反対討論といたします。